

---

**社会保障と法：社会保障と法政策**

---

## 支給した生活保護費の「取り戻し」を巡る問題の配置について

太田 匡彦\*

生活保護法（以下、法）は、支給した保護費の行政による「取り戻し」を予定した定めを置いている。ここでは、次の判例研究に先立って、この「取り戻し」にかかわって生じる問題の配置を概観し、判例研究での検討判決が持つ含意を確認しておきたい<sup>1)</sup>。

### I 支給した生活保護費の「取り戻し」にかかわる諸争点

支給した保護費の被保護者からの<sup>2)</sup>「取り戻し」に関連する争点は、大きく以下の3つに類型化できる。

#### 1 「取り戻し」の原因の存否

1. 第1が、生活保護費の「取り戻し」自体を基礎付ける原因の存否である。この原因としては、二つの状況がある。一つが、過誤払いがある場合である。被保護者の需要や収入に関する算定間違いが典型例をなす（間違いの原因はここでは問わない）。今一つは、「利用し得る資産」（法4条1項）を被保護者は有するけれども「活用すること」（法4条1項）ができないため、保護の実施機関が急迫保護を行った場合である。後者の場合、活用が可能となった時点で保護費を取り戻す必要はある

が、保護の実施機関が「利用し得る資産」の活用ができないことを認識して保護を行ったならば、保護費の支払いを誤った訳ではない。このような「取り戻し」を基礎付ける原因の存否につき争いがある場合、次に述べる適用法条の如何を問わず、当該法条に基づき行政の行った「取り戻し」のための行政処分に関する訴訟——典型は当該決定に係る取消訴訟——等において原因の有無が争われる<sup>3)</sup>。

#### 2 適用法条

第2が、「取り戻し」の原因の存在を前提に、「取り戻し」を行う際の適用法条である。法63条と法78条1項とが関連する<sup>4)</sup>。

法63条が念頭におく状況は、保護の実施機関が被保護者の収入・資産を適切に把握した上で保護を行った場合になされる「取り戻し」である。典型例は、活用できない資産を被保護者が有していたので急迫保護として保護を開始し、被保護者が当該資産を活用できるようになった段階で、支給した保護費の「取り戻し」——条文上は「返還」の文言が用いられる——がなされる場合である。このほか、被保護者に帰責事由がなく、保護の実施機関が保護費算定を誤って過払いを生じさせた場合なども、同条が適用される<sup>5)</sup>。

---

\* 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

<sup>1)</sup> この問題に関連する近年の詳細な研究として、前田（2018）、前田（2020）。

<sup>2)</sup> ここでは、被保護者の扶養義務者からの徴収（法77条1項）、あるいは被保護者以外の者からの「取り戻し」には立ち入らない。

<sup>3)</sup> 取り戻しの原因が存在しないとした一例として東京地判平成31年4月17日判時2427号3頁。

<sup>4)</sup> 本稿では、法78条2項、法78条3項には立ち入らず、保護費に係る法78条1項にのみ着目して議論を進める。また、関連する定めとして、法77条の2、法78条の2、法78条の3があるものの、被保護者に対して取り戻しを行うか否か自体の決定については法63条と法78条1項のみがかかわる。

<sup>5)</sup> 前田（2018）、pp. 10-11の指摘する事情に基づき、法63条の適用を否定せずとも良いであろう。

これに対し、法78条1項が念頭におく典型状況は、被保護者が活用できる収入・資産を隠匿して生活保護を受給した場合になされる「取り戻し」であり——条文上は「徴収」の言葉が用いられる——、同項にいう「不実の申請その他不正な手段」と言える範囲がその適用範囲を画する。

法63条か法78条1項かの振り分けの適切さは、法78条1項の射程として議論される。これは、第1に、法78条1項が、保護費の「取り戻し」が必要となる原因を生じさせた被保護者の態様に着目する、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」という要件を有するため、法78条1項が法63条の特別法のように機能し、法78条1項を適用できない場合にも法63条を適用できること<sup>6)</sup>、第2に、「取り戻し」を基礎付ける原因自体は認めている被保護者は、法63条に基づく「取り戻し」自体を争うインセンティブがない一方で、法78条1項に基づく「取り戻し」の場合、40%を上限とする加算がなされて「取り戻し」が行われるため、「不実の申請その他不正な手段」は存在せず、法78条1項ではなく法63条を適用すべきであると争うインセンティブがあるからである。

### 3 「取り戻し」の額

第3が、「取り戻し」のなされる額、被保護者の戻さねばならない額の適正さである。例えば、いつから資産を活用できたのか<sup>7)</sup>、法63条に基づく返還の場合にいわゆる自立更生費として控除される額は適正か<sup>8)</sup>、法78条1項に基づく費用徴収の場合も勤労収入に係るいわゆる基礎控除額相当額を控除する必要はないか<sup>9)</sup>など<sup>10)</sup>の問題がこの点にかかわる<sup>11)</sup>。

## II 検討判決で扱われた問題

次の判例研究で検討する東京地判令和元年9月12日判タ1485号144頁（以下、本判決）における争点は、大きく分けると、(i) 取り戻しを基礎付ける原因があるか、(ii) 法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたと認められるかであった。本判決は、(i) を否定し、法78条1項に基づく費用徴収決定を違法とした<sup>12)</sup>。「取り戻し」の原因の不存在を基礎付ける根拠は、原告は、未分割遺産を管理していたに止まるため、資産を「活用すること」が（まだ）できないという判断であった。

<sup>6)</sup> 保護の実施機関がどちらの定めを適用して処理するか検討したことが認定されている一例として、秋田地判平成30年2月26日（LEX/DB: 25560042）、仙台高秋田支判平成30年7月23日（LEX/DB: 25561221）。法63条が用いられるべきであったとして、法78条1項に基づく費用徴収決定を違法とした例として神戸地判平成30年2月9日賃社1740号17頁。

<sup>7)</sup> この点が争われた一例として大阪地判平成20年12月10日判タ1298号125頁。損害賠償請求権に関しては最判昭和46年6月29日民集25巻4号650頁の判示が決定的なものとして機能している。この問題は、取り戻しを基礎付ける原因の一部を構成する「資力の発生」時期の問題とも位置づけられ、第1の問題の性格も持つ。

<sup>8)</sup> 例えば、福岡地判平成26年2月28日賃社1615 = 1616号95頁、大阪高判平成25年12月13日賃社1613号49頁、原審たる神戸地判平成24年10月18日賃社1613号58頁（両判決とも資力の発生時期とされるべき時期も争われている）、東京地判平成27年3月10日（LEX/DB: 5525343）。資力の発生時期も争われている）、東京地判平成29年9月21日賃社1696号41頁、福岡高判令和元年7月25日賃社1773号30頁、原審たる熊本地判平成30年3月30日賃社1773号18頁、福岡地判平成26年3月11日賃社1615 = 1616号112頁。

<sup>9)</sup> 最判平成30年12月18日民集72巻6号1158頁。

<sup>10)</sup> 医療扶助費の返還につき東京地判令和元年7月30日賃社1765号21頁、控訴審たる東京高判令和2年6月8日賃社1765号38頁。

<sup>11)</sup> 全般的な調査・考慮不尽による違法を認めた例として、東京地判平成29年2月1日賃社1680号33頁。

<sup>12)</sup> なお、原告の管理する未分割遺産（に対する相続持分）を「活用すること」ができない資産であるとして（i）を否定し、（法63条を含めて）「取り戻し」を行う原因が現時点では存在しないとされると、それを度外視して収入と需要とを認定することになるから、併せてなされた保護廃止決定も取り消されるべきことになる。

### Ⅲ 行政実務に対して本判決が持つ含意

#### 1 「利用し得る資産」を「活用すること」ができる状態にあるかの判断

行政実務に対して本判決が持つ含意の第1は、「利用し得る資産」を「活用すること」ができるか否か、いかなる点に注意して判断すべきかに関する含意であろう。この点に関する一事例として本判決は大きな意味を持つ。

もっとも、判例研究において論ずるように、本事件で問題となった金員は相続人たる被保護者が管理していたに止まる未分割遺産であると認定されれば、それがまだ「活用すること」のできない状態にあるとの判断は不可避だったと思われる。問題は、管理していたに止まるか否かであり、この点は、本判決も細かく事実を認定し判断している。

そこで、この問題に焦点を絞って、保護の実施機関が得るべき教訓を考えると、第1に、資産保有の届出がなかったとしても、そこから被保護者の不正受給を短絡させず、届出のなかった資産が「活用すること」のできるものか否か、実際の管理

態様を冷静に検討して判断すること<sup>13)</sup>、第2に、未分割遺産を被保護者が管理しているのであれば、その管理のあり方に注意して生計の把握に務めることなどであろう。

#### 2 届出義務の範囲、届出義務の懈怠と「不正な手段」

本判決は、原告が法61条の届出義務に違反したことは認めている。他方、本判決は、本件での届出義務違反が法78条1項の「不正な手段」に該当するか否かは判断していないと考えられる。これらの問題も、事案の蓄積と事案に即した検討が今後必要である<sup>14)</sup>。

#### 参考文献

前田雅子 (2018) 「生活保護法第63条に基づく費用返還」, 『法と政治』, Vol. 69, No.3, pp.1-58。

—— (2020) 「社会保障における不正利得の徴収」, 『法と政治』, Vol. 71, No.2, pp.67-128。

吉永 純 (2021) 「未分割遺産の一部を一時流用した場合について、不正受給と認めなかった判決」, 『公的扶助研究』, No. 260, pp. 38-40。

(おおた・まさひこ)

<sup>13)</sup> 同旨、吉永 (2021), p.40。

<sup>14)</sup> 「不実の申請その他不正な手段」に該当するかが争われたものとして例えば、高松地判平成21年3月23日貸社1495号57頁、控訴審たる高松高判平成21年11月30日(平成21年(行コ)第9号)裁判所ウェブサイト、横浜地判平成27年3月11日貸社1637号33頁、前掲神戸地判平成30年2月9日、さいたま地判平成27年5月27日判例自治411号69頁。